

# 「法人税顧問」(Ver.H28.1)

## 平成28年度税制改正対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
標記の件につきましてご案内申し上げます。  
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されているご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。  
よろしくご査収のほどお願いいたします。  
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。  
あらかじめご了承ください。

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は「マイページ」よりダウンロードいただけます。

### プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※) : 2016年5月24日(火)

CD-ROM発送開始日 : 2016年6月3日(金)

※電子申告の公開日に合わせてダウンロード公開します。

### 電子申告更新用プログラム

ダウンロード公開日(※) : 2016年6月公開予定

### バージョンアップ対象

Ver.H27.1以降

## 改正内容

タビスランドの改版情報 : <http://www.tabisland.ne.jp/support/PInfo.nsf/OenList3/E000487>

最新の改版情報は、タビスランドの改版情報にてご確認ください。

## 1.改正の主な内容

主な改正内容は次のとおりです。

**タビスランド税制改正の内容** : [http://www.tabisland.ne.jp/explain/zeisei\\_h28/index.htm](http://www.tabisland.ne.jp/explain/zeisei_h28/index.htm)

### ■法人率の引き下げ

H28.4.1～H29.3.31開始事業年度では、法人税の税率が23.4%に引き下げられました。

### ■欠損金の繰越控除限度割合の見直し

H28.4.1～H29.3.31開始事業年度では、大法人(中小法人等以外の法人)の欠損金の控除限度が所得の60%に引き下げられました。

### ■減価償却制度の見直し

#### ■建物附属設備・構築物の定額法一本化

建物附属設備および構築物の償却方法について、定率法が廃止され、定額法に一本化されました。

平成28年4月1日以後取得資産より適用となります。

#### ■中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例適用対象法人の変更

常時使用する従業員の数が1000人を超える法人は適用対象外とし、適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。

#### ■交際費等の損金不算入制度および特例の延長

交際費等の損金不算入制度、および特例の適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。

## ■ 外形標準課税の拡大等

### ■ 法人事業税等の税率の改正

外形標準課税法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人）について、法人事業税の所得割の税率は引き下げ、付加価値割及び資本割の税率は引き上げられました。

また、所得割の税率引き下げに伴い、地方法人特別税の税率が93.5%から414.2%とされました。

### ■ 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置の拡充

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、付加価値額が40億円未満の法人について、旧税率による計算額よりも増額になる場合は、負担増を軽減する措置が講じられました。

## ■ 雇用促進税制の見直し

### ■ 雇用促進税制の適用要件縮減と延長

雇用促進税制のうち「地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置」以外の措置について、見直しが行われた上、適用期限が平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度まで2年延長されました。

### ■ 雇用促進税制の特則措置の拡充

雇用促進税制の特則措置である「地方拠点強化税制による拡充措置」について、所得拡大促進税制との重複適用が認められました（その場合、一定の調整計算が行われる）。

## ■ 環境関連投資促進税制の見直し

環境関連投資促進税制（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）について、見直しが行われた上、その取得等の期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。

## ■ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

地方公共団体が地方創生のために効果の高い事業を進めていく際に、事業の趣旨に賛同する企業が寄附を行うことにより、官民挙げてその事業を推進することができるよう、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設されます。

## 2. 減価償却との連動

減価償却応援：Ver.14.0以降と連動ができます。

## 3. R4 シリーズへのコンバートについて

コンバートの対象となるバージョンに制限があります。

InterKX法人税／法人税顧問	R4シリーズ	コンバートプログラムリリース時期
平成27年度版（Ver.H27.4）から	平成27年度版（15.4）へ	2016年4月28日（木）公開 （Ver.3.10）
平成27年度版（Ver.H27.3/H27.4）から ※平成28年4月1日以後終了事業年度のデータが対象	平成28年度版（16.1）へ	2016年5月下旬公開

※平成28年度版（Ver.H28.1）からは時期未定です。

## 4. 兵庫県の法人事業税の超過税率適用要件の変更（平成27年度版の5月申告）

兵庫県において、外形標準課税の非対象法人における法人事業税（所得割）の超過税率の適用要件で、年所得額の判定金額が平成28年3月12日以後終了事業年度より変更になっています。→ <http://www.tabisland.ne.jp/support/PInfo.nsf/OenList3/E000489>